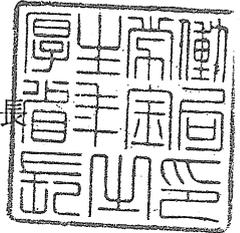


年 発 0 5 1 6 第 1 号
平 2 5 年 5 月 1 6 日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省年金局長



「年金記録に係る申立てに対するあっせんに関する受付等事務手続要領」及び
「年金記録に係る申立てに対するあっせんに関する受付等事務手続細則」の
一部改正について

年金記録に係る申立てに対するあっせんに関する受付等事務手続については、
「年金記録に係る申立てに対するあっせんに関する受付等事務手続要領」（平成
19年8月9日総務省行政評価局長及び社会保険庁運営部長決定）及び「年金記録
に係る申立てに対するあっせんに関する受付等事務手続細則」（平成19年8月9
日総務省行政評価局行政相談課長及び社会保険庁運営部年金保険課長決定）により
行われているところである。

今般総務省組織令及び年金記録確認第三者委員会令の一部が改正されたことに
伴い、別添のとおり「年金記録に係る申立てに対するあっせんに関する受付等事務
手続要領」及び「年金記録に係る申立てに対するあっせんに関する受付等事務手続
細則」の一部を改正することとしたので通知する。

については、これに基づき、遺漏なきよう取り扱われたい。

年金記録に係る申立てに対するあっせんに関する受付等事務手続要領

平成 19 年 8 月 9 日

(平成 20 年 8 月 11 日一部改正)

(平成 22 年 1 月 4 日一部改正)

(平成 25 年 5 月 16 日一部改正)

総務省行政評価局長及び厚生労働省年金局長決定

「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」(平成 19 年 7 月 10 日総務大臣決定) 第 2 の 4) の規定を実施するため、本要領を決定する。

第 1 受付等

1 年金記録に係る申立ての範囲

年金記録に係る申立て(以下「事案」という。)の対象は、国(厚生労働省)が管理する厚生年金に関する原簿及び国民年金原簿に係る苦情として、年金記録の確認を求めるものとする。

この場合において、社会保険審査官に対する審査請求又は社会保険審査会に対する再審査請求において審査中の事案又は棄却された事案についても対象とする。また、取消訴訟において係争中の事案又は棄却された事案についても対象とする。

2 日本年金機構による申立ての受付等

(1) 年金事務所での受付

事案は、年金事務所で受け付ける。

(2) 受付事案の総務省への送付

年金事務所において受け付けた事案については、年金記録等を確認の上、必要書類を添付して、事務センターを經由して管区行政評価局、行政評価支局、沖縄行政評価事務所、千葉行政評価事務所、東京行政評価事務所又は神奈川行政評価事務所の行政相談課(以下「管区行政評価局等」という。)へ送付する。

ただし、年金事務所において受け付けた事案のうち、別に定めるものについては、事務センターは、行政評価局行政相談課と協議の上、同課に送付することができるものとする。

(3) 事務センターから申立人への通知

事務センターが管区行政評価局等に対して事案を送付した場合には、速やかにその旨を申立人に通知するものとする。

3 総務省における事案の受付及び第三者委員会での調査審議等

(1) 管区行政評価局等での受付及び地方第三者委員会での調査審議(次の(2)の場合を除く。)

管区行政評価局等は、事務センターから送付された事案を受け付けるものとする。これらの事案については、年金記録確認地方第三者委員会（以下「地方第三者委員会」という。）の調査審議に付されるものとする。

(2) 管区行政評価局等から本省への移送及び中央第三者委員会での調査審議

管区行政評価局等において受け付けた事案のうち、他の年金記録に係る苦情のあっせんを行うに際しての先例となる可能性があると考えられるものについては、行政評価局行政相談課と協議の上、同課に移送する。

これらの事案については、年金記録確認中央第三者委員会（以下「中央第三者委員会」という。）の調査審議に付されるものとする。

(3) 管区行政評価局等間の事案の移送及び同一の申立人による複数の申立ての調査審議

ア 管区行政評価局等において受け付けた事案のうち、他の管区行政評価局等の地方第三者委員会での調査審議が適当と考えられるものについては、当該管区行政評価局等と協議の上、移送することができるものとする。

イ 管区行政評価局等において受け付けた事案のうち、同一の申立人から複数の申立てがあったものについては、行政評価局行政相談課又は他の管区行政評価局等と協議の上、当該事案を処理することが適当と考えられる行政評価局行政相談課又は他の管区行政評価局等に移送することができるものとする。

この場合においては、すべての申立てを一括して、中央第三者委員会又は地方第三者委員会の調査審議に付するものとする。

第2 総務大臣によるあっせん等

1 総務大臣によるあっせん等の実施

中央第三者委員会及び地方第三者委員会から、年金記録の訂正が必要である旨のあっせん案の報告又は年金記録の訂正は必要ないと判断した旨の報告を受けたときは、総務大臣から厚生労働大臣に対し、総務省設置法第4条第21号に基づくあっせん又は年金記録の訂正は必要ない旨の通知（以下「あっせん等」という。）を行う。

総務大臣があっせんを行ったときは、厚生労働大臣は、そのあっせんに基づいてとった年金記録訂正の実施状況について、速やかに報告を行う。

2 申立人への通知

総務大臣が上記のあっせん等を行ったときは、申立人に対してその旨を通知する。

3 総務大臣によるあっせん等の公表

総務大臣があっせん等を行ったときは、その件数及び概要を公表する。

第3 その他

この要領のほか、年金記録に係る申立てに対するあっせんに関する受付等事務手続に関する詳細については、別途定める。

年金記録に係る申立てに対するあっせんに関する受付等事務手続細則

平成19年8月9日

(平成19年9月13日一部改正)

(平成20年2月1日一部改正)

(平成20年2月27日一部改正)

(平成20年4月1日一部改正)

(平成20年4月28日一部改正)

(平成20年8月11日一部改正)

(平成20年10月9日一部改正)

(平成21年4月28日一部改正)

(平成22年1月4日一部改正)

(平成24年8月10日一部改正)

(平成24年12月3日一部改正)

(平成25年5月16日一部改正)

総務省行政評価局行政相談課長及び
厚生労働省年金局事業管理課長決定

年金記録に係る申立てに対するあっせんに関する受付等事務手続については、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに関する受付等事務手続要領」（平成19年8月9日総務省行政評価局長及び社会保険庁運営部長決定、以下「要領」という。）によるほか、この細則に定めるところによる。

第1 受付等

1 日本年金機構による申立ての受付等

(1) 年金事務所での受付

要領第1の2(1)により年金事務所は、総務大臣への年金記録に係る申立て（以下「事案」という。）があった場合は、年金記録に係る確認申立書（様式第1号の1。ただし、要領第1の2(2)により別に定める事案にあつては様式第1号の2）（以下「確認申立書」という。）により、これを受け付ける。

この際、年金事務所は、申立人から、年金記録確認中央第三者委員会及び年金記録確認地方第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）が申立人の個人情報を取得、利用又は提供することについて書面による同意（様式第2号の1。ただし、要領第1の2(2)により別に定める事案にあつては様式第2号の2）（以下「同意書」という。）を得る。

また、申立人が事案に係る別表1のような参考資料を所持していないかを確認し、所持していればその写しの提出を求める。

さらに、受け付けた事案が再申立てであった場合は、確認申立書の添付資料の

欄及び申立てに関する書類（「申立の概要」（様式第4号の4））に、年金記録の訂正につながる新たな資料・情報について記載されていることの確認を行う。

なお、申立書の提出者が代理人であるときは、申立人の署名又は押印があり、かつ申立人からの依頼内容及び申立人との関係等が記載された委任状を提出させるなど、真正の代理人であることの確認を行う。

(2) 年金事務所段階における年金記録の訂正

年金事務所は、別表2に掲げる申立てのうち、別に定める要件を満たす事案については、管区行政評価局、行政評価支局、沖縄行政評価事務所、千葉行政評価事務所、東京行政評価事務所又は神奈川行政評価事務所の行政相談課（以下「管区行政評価局等」という。）送付前に年金事務所段階において年金記録の訂正を行う。

なお、年金記録の訂正を行った事案は、年金記録に係る申立てについては、取り下げられたものとして取り扱う。

(3) 受付事案の総務省への送付

年金事務所は、要領第1の2(2)により事務センターを経由して管区行政評価局等へ事案を送付する場合（次の(4)及び(5)の場合を除く。）、次の年金記録に係る確認申立書（様式第1号の1）等を送付するものとする。

この場合、年金事務所及び事務センターは、原則、年金記録に係る申立てを受け付けた日から10日以内に管区行政評価局等へ送付状（様式第3号）を付して送付するものとする。申立てに新たな資料の添付がある場合であっても同様とし、当該資料についての確認結果は別途管区行政評価局等へ送付する。

① 年金記録に係る確認申立書（様式第1号の1）

② 同意書（様式第2号の1）

③ 年金事務所において年金記録の確認ができなかったことを明らかにする「厚生年金保険の期間照会について（回答）」又は「国民年金保険料納付記録の照会について（回答）」等の写し

④ 申立てに関する書類（「申立の概要（2-1）」（様式第4号の1、第4号の2及び第4号の3）等）及び年金事務所における調査結果を取りまとめた書類（「同（2-2）」（様式第5号）等）

⑤ 「申立の概要」（2-2）に係る参考書類

[参考書類の例]

- ・ 被保険者記録照会回答票
- ・ 社会保険オンラインシステムの年金記録を印字したもの（ハードコピー）
- ・ 厚生年金被保険者名簿又は被保険者原票の写し
- ・ 国民年金被保険者台帳又は市町村の国民年金被保険者名簿の写し
- ・ 手帳記号番号払出簿
- ・ 年金手帳（厚生年金保険被保険者証及び国民年金手帳を含む。）の写し
- ・ 厚生年金の脱退手当金及び国民年金の申立については配偶者（申立内容

によりその他同居親族)に係る上記資料

- ・ 申立人から提出のなかった参考資料のうち、年金事務所において収集可能で、事案により必要と認められるもの(別表1中「年金事務所補足」欄に○印のある資料)。

- ・ 調査により生じた疑義について検証した書類 等

⑥ (1)において本人から提出のあった参考資料

なお、厚生年金の申立て(脱退手当金に係るものを除く。)については、事業主が存する場合、原則全ての事案について、年金事務所は、事業主に対して、以下の事項を書面(様式第6号)により確認する。また、別表1に掲げる事業所保管書類の提供を求める。

- ・ 申立期間当時の勤務形態(労働時間、臨時職員であったか等)
- ・ 当時の給与の支払及び保険料の控除の方法(給与の締め日及び支払日、当月控除・翌月控除の別)
- ・ その他別表1に掲げる事業所保管書類が存するか

(4) 事業主による一括申立て事案の総務省への送付

年金事務所は、要領第1の2(2)により事務センターを経由して管区行政評価局等へ事案を送付する場合のうち、事業主が従業員から保険料控除しながら、厚生労働省(旧社会保険庁)に対する保険料納付を行わなかったとして過誤を認め、事業主から、該当する複数の従業員・OBに代わって、事業所単位で一括して申立てが行われた事案(厚生年金特例法関係)については、次の年金記録に係る確認申立書(一括申立て)(様式第1号の2)等を送付するものとする。

この場合、年金事務所及び事務センターは、原則、年金記録に係る申立てを受け付けた日から10日以内に管区行政評価局等へ送付状(様式第3号)を付して送付するものとする。申立てに新たな資料の添付がある場合であっても同様とし、当該資料についての確認結果は別途管区行政評価局等へ送付する。

- ① 年金記録に係る確認申立書(一括申立て)(様式第1号の2)
- ② 委任状兼同意書(様式第2号の2)
- ③ 事案の概要(様式第15号)
- ④ 申立対象者一覧(様式第16号の1、第16号の2及び第16号の3)
- ⑤ 次の類型ごとの、事業所保管書類

ア 標準報酬月額又は標準賞与額相違

- ・ 賃金(賞与)台帳等、申立期間の保険料控除が確認できる資料

イ 被保険者期間相違

- ・ 人事記録等申立期間の勤務実態が確認できる資料
- ・ 賃金台帳等申立期間の保険料控除が確認できる資料

- ⑥ その他事業主からの保険料控除、事業主の届出又は保険料納付について確認できる資料

- ⑦ (3)⑤に掲げる参考書類のうち必要なもの

(5) 再申立事案の総務省への送付

年金事務所は、要領第1の2(2)により事務センターを経由して管区行政評価局等へ事案を送付する場合のうち、再申立事案の送付においては、次の年金記録に係る確認申立書(様式第1号の1)等を送付するものとする。

この場合、年金事務所及び事務センターは、原則、年金記録に係る申立てを受け付けた日から10日以内に管区行政評価局等へ送付状(様式第3号)を付して送付するものとする。再申立てに新たな資料の添付がある場合であっても同様とし、当該資料についての確認結果は別途管区行政評価局等へ送付する。

- ① 年金記録に係る確認申立書(様式第1号の1)
- ② 同意書(様式第2号の1)
- ③ 申立てに関する書類(「申立の概要」(様式第4号の4))
- ④ 再申立てに当たり本人から提出のあった参考資料

(6) 確認申立書等の管区行政評価局等への送付状況の把握

管区行政評価局等において年金事務所からの事案の送付状況を把握するため、事務センターは、週1回、同センターの「地方第三者委員会に対する「年金記録に係る確認申立書」受付管理簿(厚生年金又は国民年金)」(すべての案件についてあっせん手続が終了した頁を除く。)の写しを管区行政評価局等に送付する。

この場合、管区行政評価局等は、年金事務所が事案を受け付けてから10日を経過しても管区行政評価局等へ当該事案の送付がないときは、事務センターに対して、当該事案の送付を促すものとする。

(7) 申立人からの年金記録に係る確認申立取り下げ

申立人が、何らかの理由により、年金記録に係る確認申立を取り下げるときは、書面(様式第11号)によるものとする。この場合、管区行政評価局等は、書面(様式第12号)により、事務センターに連絡する。

(8) 別に定める事案

要領第1の2(2)により別に定める事案は、以下のとおりとする。

- ・ 事業主が従業員から保険料控除しながら、厚生労働省(旧社会保険庁)に対する保険料納付を行わなかったとして過誤を認め、事業主から、該当する複数の従業員・OBに代わって、事業所単位で一括して申立てが行われた事案(厚生年金特例法関係)

2 総務省における事案の受付及び第三者委員会での調査審議等

(1) 管区行政評価局等での受付及び地方第三者委員会での調査審議(次の(2)の場合を除く。)

管区行政評価局等は、要領第1の3(1)により事案を受け付けた場合、送付された確認申立書に受付印を押印し、受付順に受付簿(様式第7号)に所要事項を記載の上、地方第三者委員会の調査審議に付するものとする。

なお、管区行政評価局等は、関係行政機関又は事業主等に対し資料の提供を求める必要がある場合には、管轄する事務センターに依頼することができる(国民

年金法第 108 条、厚生年金保険法第 100 条の 2 等)。その際、当該事務センターは迅速に対応するものとする。

また、事務センター又は年金事務所から、書面（様式第 13 号）により、管区行政評価局等に照会を行った場合は、照会を受けた管区行政評価局等は、第三者委員会での調査審議の過程で把握した情報等の範囲において、対応するものとする。

(2) 管区行政評価局等から本省への移送

管区行政評価局等は、要領第 1 の 3 (2) により事案を行政評価局行政相談課へ移送するに当たっては、送付状（様式第 8 号）を添えるものとし、受付簿に移送した旨記載する。なお、管区行政評価局等は、送付された事案が再申立てであった場合において、当初の事案を処理したのが年金記録確認中央第三者委員会（以下「中央第三者委員会」という。）であった場合も、行政評価局行政相談課に移送することができるものとする。

この場合、移送を受けた行政評価局行政相談課においては、当該確認申立書の受付処理を行い、中央第三者委員会の調査審議に付するものとする。

(3) 管区行政評価局等間の事案の移送及び同一の申立人による複数の申立ての調査審議

ア 管区行政評価局等は、要領第 1 の 3 (3) アにより他の管区行政評価局等の地方第三者委員会での調査審議が適当と考えられる事案を他の管区行政評価局等へ移送するに当たっては、送付状（様式第 8 号）を添えるものとし、受付簿に移送した旨記載する。なお、管区行政評価局等は、送付された事案が再申立てであった場合において、当初の事案を処理したのが他の管区行政評価局、行政評価支局及び沖縄行政評価事務所に置かれ、又は行政評価事務所及び行政評価分室に置かれていた地方第三者委員会であった場合も、当該地方第三者委員会の所在地を管轄区域とする管区行政評価局等に移送することができるものとする。

この場合、移送を受けた管区行政評価局等においては、当該確認申立書の受付処理を行い、地方第三者委員会の調査審議に付するものとする。

また、移送した管区行政評価局等は、書面（様式第 14 号）により、事務センターに連絡する。

イ 管区行政評価局等は、要領第 1 の 3 (3) イにより同一の申立人から複数の申立てがあった事案を行政評価局行政相談課又は他の管区行政評価局等へ移送するに当たっては、送付状（様式第 8 号）を添えるものとし、受付簿に移送した旨記載する。

この場合、移送を受けた行政評価局行政相談課又は管区行政評価局等においては、当該確認申立書の受付処理を行い、すべての申立てを一括して、中央第三者委員会又は地方第三者委員会の調査審議に付するものとする。

また、移送した管区行政評価局等は、書面（様式第 14 号）により、事務セ

ンターに連絡する。

(4) 行政評価局行政相談課及び管区行政評価局等における社会保険オンラインシステム等による年金記録等の確認

行政評価局行政相談課及び管区行政評価局等は、日本年金機構から貸与等を受けた社会保険オンラインシステム等の可搬型窓口装置等を使用して、申立ての審査に必要な範囲内において、申立人の年金記録のほか、同居人又は事業所の同僚等申立人以外の他者の年金記録を確認することができるとともに、申立人の近隣住民若しくは知人又は事業所の事業主、役員、上司若しくは同僚等の連絡先情報を確認できるものとする（当該他者等の同意書は不要）。

第2 総務大臣によるあっせん等

1 総務大臣によるあっせん等の実施

総務大臣が総務省設置法第4条第21号に基づくあっせん又は年金記録の訂正は必要ない旨の通知（以下「あっせん等」という。）を行うため、行政評価局行政相談課は、第三者委員会が調査審議した結果に基づき作成したあっせん案等をまとめ、厚生労働大臣宛ての総務大臣名によるあっせん等の通知（様式第9号の1及び第9号の2）を作成する。

なお、厚生年金における「第1 委員会の結論」には、加入期間の他、当該期間の標準報酬月額等についても記載する。

2 申立人への通知等

要領第2の2に規定する申立人に対する通知は、様式第10号の1又は第10号の2により行政評価局行政相談課（中央第三者委員会において作成されたあっせん案等に基づくあっせん等についての通知に限る。）又は管区行政評価局等（地方第三者委員会において作成されたあっせん案等に基づくあっせん等についての通知に限る。）において行う。

また、行政評価局行政相談課は、総務大臣があっせん等を行ったときは、当該あっせん等に係る管区行政評価局等に対して、あっせん等を行った旨連絡する。

3 総務大臣によるあっせん等の公表

行政評価局行政相談課は、総務大臣があっせん等を行ったときは、その件数及び概要に係る公表資料を作成し、ホームページに掲載する。

第3 あっせん後の記録訂正についての報告等

総務大臣があっせんを行ったときは、年金局事業管理課は、行政評価局行政相談課に対し、そのあっせんに基づいてとった年金記録訂正の実施状況について、速やかに厚生労働大臣名による報告を行う。

また、行政評価局行政相談課は、年金局事業管理課から当該報告を受けた後、当該あっせんに係る管区行政評価局等に対して、その内容を連絡する。

総務大臣が行ったあっせん等のうち、記録訂正を要する期間又は記録訂正を要し

ないとされた期間中に厚生年金基金加入期間を有するものがある場合は、当該申立書を受け付けた年金事務所から、該当する厚生年金基金又は企業年金連合会（以下「厚生年金基金等」という。）に対し、あっせん等の結果について情報提供を行う。さらに、このうち、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）」の対象となるものについては、該当する厚生年金基金等に対し、同法に基づき事業主情報等の提供を行う。

第4 関係資料の整理、保管

行政評価局行政相談課及び管区行政評価局等は、事案ごとに文書をファイリングする。なお、保存期間は、ファイリング後10年とする。

第5 個人情報の保護

国家公務員法第100条及び第109条、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第3条～第9条、第53条～第55条並びに年金記録確認第三者委員会令第3条に基づき、個人情報の保護に関して十分に配慮する。例えば個人情報を含む資料については会議終了後回収する等慎重に対応する。

第6 雑則

この細則に定めるもののほか、年金記録に係る申立てに対するあっせんに関する受付等事務手続に関し必要な事項は、別途定める。

〇〇管区行政評価局長 殿
四国行政評価支局長 殿
〇〇行政評価事務所長 殿

〇〇事務センター長

年金記録に係る確認申立書（〇〇年金）の送付について

標記について、下記の被保険者が、総務大臣によるあっせんを求めていますので、命により送付します。

記

1 被保険者

基礎年金番号	9999-999999
氏名	〇〇 〇〇
生年月日	〇〇Z9年Z9月Z9日
現住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇-〇〇

2 本件に係る事務センター意見

3 添付書類

4 本件に係る照会先

〇〇事務センター〇〇グループ	氏名
	電話番号
	FAX番号
	メールアドレス

行政評価局行政相談課長 殿

管区行政評価（支）局行政相談課長
行政評価事務所行政相談課長

年金記録に係る確認申立書の移送について

下記の被保険者からの年金記録に係る申立てについては、年金記録確認中央第三者委員会において調査審議されるのが適当と考えられますので、当該申立てに係る確認申立書等を別添のとおり送付します。

記

- 1 年金 太郎
基礎年金番号 9999-999999
生年月日
- 2 年金 花子
基礎年金番号 9999-999999
生年月日

様式第10号の1

〇〇〇第〇〇〇号

平成〇年〇月〇日

〇〇〇〇〇 殿

総務省行政評価局長

〇〇管区行政評価(支)局長

〇〇行政評価事務所長

年金記録の訂正に関するあっせんについて(通知)

〇〇〇〇様からの年金記録に係る確認申立てにつきましては、年金記録確認第三者委員会において審議した結果、別添のとおり、年金記録を訂正する必要があると認められました。

この結果に基づき、総務大臣から、平成〇年〇月〇日に厚生労働大臣に対して、下記のとおりあっせんを行いましたので通知します。

記

- 1 氏 名 : 〇〇〇〇
- 2 基礎年金番号 : 〇〇〇〇
- 3 生 年 月 日 : (元号) 〇年〇月〇日
- 4 住 所 : 〇〇〇〇〇〇
- 5 納付記録の訂正
が必要な期間 : (元号) 〇年〇月から〇年〇月まで

照会先 : 〇〇管区行政評価(支)局行政相談課

〇〇行政評価事務所行政相談課

(年金記録確認〇〇地方第三者委員会〇〇事務室)

(電 話 : 〇〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇)

様式第 10 号の 2 (年金記録の訂正は必要ないと判断されたもの)

〇〇〇第〇〇〇号

平成〇年〇月〇日

〇〇〇〇〇 殿

総務省行政評価局長

〇〇管区行政評価(支)局長

〇〇行政評価事務所長

年金記録に係る確認申立てについて(通知)

この度、〇〇〇〇様からの年金記録に係る確認申立てにつきまして、年金記録確認第三者委員会において審議を行った結果、これまでに伺った申立ての内容、収集した資料・情報を基に総合的に判断いたしました。別添のとおり、年金記録の訂正が必要とまでは言えないとの結論に至りました。

この結果に基づき、総務大臣において、年金記録の訂正のあつせんは行わないとの判断を行いましたので、通知します。

なお、本通知を受け取られた後に、年金記録の訂正につながる新たな資料・情報が出てきた場合には、改めて申立てをすることができます。

照会先 : 年金記録確認〇〇地方第三者委員会〇〇事務室

(電話 : 〇〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇)